

あなたにはケース〇の関連書類を配布しています。万一、家庭の事情と異なるケースの書類が配布されている場合は学校に連絡（0721-26-7736 会計課直通）して下さい。

2020年6月19日

生徒・保護者各位

大阪暁光高等学校
事務長 吉崎 泰弘

国の就学支援金に関する提出物について

平素は本校の教育活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
国の就学支援金に関する書類を配布します。下記により期日までに事務室の提出ボックスに提出して下さい。

- ※ 記入例はすべて本校ホームページ（右QRコード）に掲載しています
- ※ 1年生で4・6月の就学支援金を受給しておりすでにマイナンバーを提出している人は今回提出すべきものはありません



◆ ケース①

就学支援金を受給しているマイナンバー提出者（1年生および生活保護世帯除く）

- ・ 所得判定に係る必要事項確認書（マイナンバー提出者用）

◆ ケース②

就学支援金を受給しているマイナンバー非提出者（生活保護世帯除く）

- ・ 収入状況届出書
- ・ 2020年度（令和2年度）課税証明書－保護者全員分

◆ ケース③

就学支援金を受給している生活保護受給世帯

- ・ 収入状況届出書
- ・ 生活保護受給者証（6/1以降発行のもの）

◆ ケース④

6月まで就学支援金を受給していない人（2・3年生で授業料が全額自己負担となっている生徒、1年生で4月に申請しなかった人と、申請したが不認定になった（最近「高等学校就学支援金の受給資格認定について」[様式7]を受け取った）人がこれに当たります）

- 7月以降の受給資格認定を希望する場合（ケース④の1）
 - ・ 受給資格認定申請書
 - ・ 個人番号カード（写）等貼付台紙
- 7月以降の受給資格認定を希望しない場合（ケース④の2）
 - ・ 受給資格認定申請書に日付、生徒氏名、クラスを記入の上、「 就学支援金の受給資格の認定を申請しません」に✓して提出